平成２５年（フ）第３２６号
佐賀県佐賀市中の館町12番37号　赤松グリーンハイツ102号
債務者　今泉　賢明
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
佐賀県佐賀市中の館町12番37号　赤松グリーンハイツ102号
債務者　今泉　奈穂
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
茨城県取手市戸頭７丁目７番１―207号、前住所茨城県取手市戸頭３丁目34番12―202号
債務者　丸山　稔彦
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
茨城県稲敷市手賀組新田331番地１
債務者　宮野恵梨子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野850番地240
債務者　山下　信也
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2784番地の10　近代コーポ２Ｆ
債務者　笠原　広行
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
茨城県取手市中原町３番22号、前住所茨城県取手市東５丁目２番36―201号
債務者　野澤　好昇
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
茨城県取手市戸頭７丁目７番６―203号
債務者　田邊すゞ子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
山梨県甲府市住吉４丁目14番４号　ジョイフル橘田306号
債務者　橘田　賢司
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５６号
京都市伏見区醍醐下端山町27番地　シャルム醍醐20Ｅ
債務者　辻　　正樹
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９８号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地24―305
債務者　春山個人タクシーこと　春山　大雄
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１８号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地33―504
債務者　木場　美貴（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３２号
京都府木津川市加茂町駅東４丁目１番地１兎並団地508号
債務者　滝沢　邦子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４６号
京都市上京区中立売通七本松西入三軒町69番地　小山マンション407号
債務者　倉内　憲夫
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４７号
京都市上京区中立売通七本松西入三軒町69番地　小山マンション407号
債務者　倉内　法子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―905号
債務者　林　　啓介
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―905号
債務者　林　　優子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係